

もうかる漁業創設支援事業実施要領

20水管第2906号

平成21年4月1日

水産庁長官通知

(最終改正 令和4年4月1日付け3水推第1465号)

第1 実証事業の実施

水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（2）のアに基づく実証事業の実施は、水産庁長官が別に定めるところによるほか、以下によるものとする。

1 実証事業の趣旨

（1）改革型漁船等の収益性改善の実証事業

改革型漁船等の収益性改善の実証事業は、以下の実証の取組を行うことにより、地域・グループの資源管理又は漁場環境改善に取り組む漁業者による新しい操業・生産体制への転換を促進しようとするものである。

ア 省エネ型、省人型、省力化型若しくは単一の水産資源に頼らない複数漁法が可能な多目的型の改革型漁船（以下「改革型漁船」という。）を導入し、又は協業化等新しい操業体制への転換を図ることによる収益性改善の実証

イ 新魚種の導入等の新たな養殖業の生産体制への転換を図ることによる収益性改善の実証

（2）漁船等の収益性回復の実証事業

漁船等の収益性回復の実証事業は、以下の実証の取組を行うことにより、償却前利益を確保できる操業・生産体制への転換を促進しようとするものである。

ア 新たな操業・生産体制への転換によって10%以上の生産性（収入を経費で除したものをいう。）を向上させる操業の実証

イ 遠洋漁業等の外国漁船と直接競合する漁業における操業手法や流通の在り方などの抜本的な変革を行い、将来にわたり安定した漁業収益を確保する新たな操業の実証

ウ 海外漁場における我が国の権益を確保し、我が国漁業者の国際漁場における競争力を強化するための途上国での合併事業の実証

エ 遠洋底びき網漁業の中長期的な安定を図る観点から、海外における新規漁場を確保するための操業体制の実証

オ 養殖業の生産から流通にわたる抜本的な見直しを行い、飼料の高騰等経営環境の変化に対応し、10%以上の生産性を向上させつつ持続的に経営できる経営体への転換の実証

カ サンマ、スルメイカ、サケ等の長期的不漁の影響を克服するため、単一の資源に頼らない漁獲対象種・漁法の複数化、養殖業への転換、複数経営体の連携による協業化や共同経営化等の抜本的な操業・生産体制の改革による収益性向上の実証であり、10%以上の生産性を向上させるものであって、令和6年度末までに認定を受けた改革計画に基づくもの。

(3) 第二種特定漁業の再編整備に伴う他魚種転換等による生産性向上の実証事業

第二種特定漁業の再編整備に伴う他魚種転換等による生産性向上の実証事業は、資源管理の強化のための第二種特定漁業の再編整備に関する基本方針（国際漁業等再編対策交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき策定されたもの）の対象となる漁業者（当該漁業の許可を受けた漁船を減船するもの及び一定期間当該漁業を休業するものを除く。）が取り組む、改革型漁船の導入、漁獲対象魚種の多角化及び転換他の漁業種類との兼業を含む。）、養殖業への新たな取組並びに漁獲物の付加価値向上等により生産性の向上を図り、新たな資源管理に適合した操業体制への転換を促進しようとするものである。

(4) 資源管理・労働環境改善型漁船の計画的・効率的導入の実証事業

資源管理・労働環境改善型漁船の計画的・効率的導入の実証事業は、遠洋・沖合域で操業する漁業において、居住性、安全性及び作業性に優れた漁船を共通仕様等により計画的・効率的に導入する実証の取組を行うことにより、収益性の向上及び資源管理の推進につながる操業・生産体制への転換を促進しようとするものである。

(5) 先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業

先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業は、国が策定する養殖業成長産業化のための総合戦略に基づき、大規模沖合養殖システムの導入や新たな養殖技術を用いた協業化等による収益性向上のための実証を通じて、国際競争力を備えた生産体制への転換を促進しようとするものである。

(6) マーケット・イン型養殖業等実証事業

マーケット・イン型養殖業等実証事業は、以下の実証の取組を行うことにより、マーケット・イン型養殖経営（需要の量・質の情報を能動的に入手し、需要に応じた計画的な生産を行う経営体又はその経営体を含む養殖バリュー・チェーンが行う養殖業）を推進し、国際競争力を備えた養殖業への転換を促進しようとするものである。

ア マーケット・イン型養殖経営を推進するための取組を行う養殖経営体（複数の養殖経営体等で構成されるグループを含む。以下同じ。）による、認定養殖業改善計画に基づく資材・機材等の導入による生産性向上又は収益性向上のための実証

イ マーケット・イン型養殖経営の実現に貢献する分野での技術開発を行う者による、認定養殖業技術開発計画に基づく技術開発・実証

ウ マーケット・イン型養殖業への転換を推進するために、異業種分野と連携する者による、認定養殖ビジネス計画に基づく収益性・生産性の高い養殖ビジネスの創出及びビジネスモデルの実証

2 実証事業の内容（第1の1の（1）～（5）の事業）

- (1) 事業実施者（交付等要綱第3の1の（2）のアの（ア）に規定する「地域協議会が選定した水産業協同組合等」をいう。以下同じ。）は、公募により実証事業に用いる漁船若しくは漁網又は養殖生け簀等（建造等予定のものを含む。以下「漁船等」という。）を選定し、その所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）と別添1-1のもうかる漁業創設支援事業用船料等算定基準又は別添1-2のもうかる漁業創設支援事業養殖生産契約料等算定基準（以下「用船料等算定基準」という。）に基づき、用船契約等又は養殖生産契約等（以下「用船契約等」という。）

を締結するものとする。ただし、事業実施者自らが所有する漁船等を使用し、交付等要綱第3の1の(1)のアの(イ)により認定を受けた改革計画（以下「認定改革計画」という。）に基づいて、第1の1に掲げる実証事業に取り組む場合には、この限りではない。

- (2) 事業実施者及び用船契約等を締結した所有者等は、1の(1)から(5)までの実証事業に係る生産活動を行い、事業実施者は出荷等を行うものとする。
- (3) 実証事業における漁船の運航に要する燃油、資材、販売管理その他実証事業を行うために必要な経費又は養殖生産に要する餌、種苗、核、燃油、資材その他実証事業を行うために必要な経費については、事業実施者が直接支払うものとする。ただし、事業実施者と所有者等で別途取り決めた場合はこの限りではない。
- (4) 実証事業における漁獲物及び養殖生産物（以下「漁獲物等」という。）は、事業実施者が認定改革計画に基づいて販売するものとする。所有者等は、漁獲物等について認定改革計画に基づく善良な品質管理をしなければならないものとする。
- (5) 事業実施者は、事業期間の終了後及び全ての事業終了後、損益計算を行うとともに認定改革計画の内容と比較・検証した実証の結果を取りまとめ、認定改革計画の参加者等に対して普及・啓発を図るものとする。

2-2 実証事業の内容（第1の1の(6)のアの事業）

- (1) 事業実施者（交付等要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の(iii)に規定する養殖業改善計画の認定を受けた養殖経営体をいう。以下同じ。）は、認定養殖業改善計画に基づいて資材・機材等を導入し実証事業に取り組む。
- (2) 事業実施者は、実証事業の期間を含む3連続事業期間の各終了後、導入した資材・機材等による生産性向上又は収益性向上の効果を事業主体に報告する。
- (3) 事業実施者は、本事業の趣旨を踏まえ、経営効率化や生産管理の徹底を行うため、養殖生産・経営に係る帳簿等のデータの電子化を進め、更に本事業の実証と併せて国が進める養殖業成長産業化の実現への貢献に努める。

2-3 実証事業の内容（第1の1の(6)のイの事業）

- (1) 事業実施者（交付等要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の(v)に規定する養殖業技術開発計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）は、認定養殖業技術開発計画に基づいて技術開発・実証に取り組む。
- (2) 事業実施者は、事業期間の終了後、得られた技術について報告するとともに、得られた技術が実装された際に想定される効果を事業主体に報告する。
- (3) 事業実施者は、本事業の趣旨を踏まえ、得られた技術の実装に取り組み、国が進める養殖業成長産業化の実現への貢献に努める。

2-4 実証事業の内容（第1の1の(6)のウの事業）

- (1) 事業実施者（交付等要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の(vi)に規定する養殖ビジネス計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）は、認定養殖ビジネス計画に基づいて異業種分野との連携による収益性・生産性の高い養殖ビジネスの創出及びビジネスモデルの実証に取り組む。
- (2) 事業実施者は、事業期間の終了後、養殖ビジネスの生産性向上又は収益性向上の効果を事業主体に報告する。
- (3) 事業実施者は、本事業の趣旨を踏まえ、創出した養殖ビジネスの実装に取り組み、国が進める養殖業成長産業化の実現への貢献に努める。

3 事業期間（第1の1の（1）～（5）の事業）

- （1）漁業（養殖業を除く。以下同じ。）に係る実証事業は、1年を超えない期間（1の（2）の力の事業については、抜本的な操業・生産体制の改革の取組内容において対象となる漁獲物の漁獲可能な期間であって1年を超えない期間）を1事業期間とし、最長で3事業期間まで（1の（2）の事業については2事業期間まで）継続して実施することができる。
- （2）1航海当たりの航海日数が長期にわたるなどの理由により1事業期間を1年以内とすることが困難な場合には、（1）の規定にかかわらず、事前に水産庁長官と協議の上、1年を超える期間を1事業期間とすることができる。ただし、その場合であっても、3年（1の（2）の事業については2年）を超えて事業を実施することはできない。
- （3）養殖業に係る実証事業は、養殖の開始から出荷までの期間を1事業期間とし、最長で3事業期間まで（1の（2）の事業については2事業期間まで）継続して実施することができる。ただし、5年（1の（2）の事業については4年）を超えて事業を実施することはできない。
- （4）同一の認定改革計画に基づく7の（1）のイの承認を受けた実施計画が複数となる場合、最初の実施計画に基づく事業期間の開始から最後の実施計画に基づく事業期間の終了までが5年を超えることはできない。

3-2 事業期間（第1の1の（6）のアの事業）

養殖の開始から出荷までの期間を1事業期間とし、資材・機材等の導入から起算して3事業期間実施するものとする。ただし、5年を超えて事業を実施することはできない。なお、補助の対象となる資材・機材等を導入した際に養殖期間の半分を経過している等、資材・機材等導入時点からでは、導入による1事業期間目の事業効果を検証できないと判断される場合には、次の養殖の開始時点を1事業期間目の起算点とするものとする。

3-3 事業期間（第1の1の（6）のイの事業）

技術開発・実証までの期間を1事業期間とし、1事業期間のみ実施するものとする。ただし、3年を超えて事業を実施することはできない。

3-4 事業期間（第1の1の（6）のウの事業）

養殖ビジネスの創出及びビジネスモデルの実証までの期間を1事業期間とし、1事業期間のみ実施するものとする。ただし、3年を超えて事業を実施することはできない。

4 販売代金の管理等（第1の1の（1）～（5）の事業）

- （1）事業実施者は、事業期間ごとの特別勘定を設け、漁獲物等の販売に係る代金（通常の操業で発生する漁獲物販売代金等の収入及びその他の収入をいう。以下同じ。）から助成金の返還に必要な額を当該勘定に繰り入れることにより管理するものとする。

なお、事業期間中にあっても当該勘定に繰り入れられた漁獲物等の販売に係る代金を事業に要する経費の支払いに充てることができる。

- （2）第1の1の（1）のアのうち、次に掲げるいずれかの者と用船契約等を締結し、総トン数が20トン未満の漁船を用いる場合であって、3%以上の生産性を向上させる操業の実証に取り組む場合（以下「沿岸漁業版」という。）は、事業実施者の指定した口座に漁獲物等の販売に係る代金として振り込まれた金額を（1）に規定

する事業期間中の漁獲物等の販売に係る代金とすることができる。

ア 3 者以上の漁業者による協業体（3 者以上の漁業者がその営む漁業の全部又は一部を共同して経営するために、3 隻以上の漁船を用いて漁業を営み、かつ、漁業者の半数以上が 55 歳以下（ただし、55 歳以下の後継者がいる漁業者は、55 歳以下とみなす。）のものに限る。）

イ 新規就業者（新たに漁業経営を開始する者であり、かつ、45 歳以下の者であって、他に使用する漁船がない者（ただし、他の漁業経営者の後継者である場合を除く。）に限る。）又は当該新規就業者による協業体

（3）助成金の返還後になお当該勘定に残った資金については、漁業者及び養殖業者等へのインセンティブのための報奨金を含め、地域プロジェクトに活用するものとする。

5 事業の中止等

次のいずれかに該当する場合には、水産庁長官は、事業主体及び事業実施者に対して事業の中止を命じ、既に支払をした助成金の全部又は一部について返還を命じることができるものとする。なお、既に事業が終了していた場合にも、同様に、既に支払をした助成金の全部又は一部について返還を命じることができるものとする。

（ア）事業実施者又は所有者等が漁業経営を中止したとき。

（イ）事業実施者と所有者等が用船契約等を解除したとき。

（ウ）事業実施者が水産庁長官又は事業主体に対して虚偽の報告を行ったとき。

（エ）事業実施者がこの実施要領に定める報告書及び水産庁長官又は事業主体から求められた証拠書類等の提出を拒んだとき。

（オ）事業実施者又は所有者等がこの事業の実施に関連して法令に違反したとき。

（カ）その他水産庁長官が必要と判断したとき。

6 助成金支払の留保

水産庁長官は、5 の（ア）から（カ）までのいずれかに該当する疑いがある場合には、事業主体に対して、その事実関係を確認するまでの間、助成金の支払を留保することを命じることができる。

7 手続等（第 1 の 1 の（1）～（5）の事業）

（1）事業実施計画の承認等

ア 事業実施者は、事業期間ごとに用船料等算定基準に基づき用船料等又は養殖生産契約料等（以下「用船料等」という。）を算出して所有者等と用船契約等を締結するものとする。

イ 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、事業期間ごとに別記様式第 1－1 号（養殖業に係る実証にあっては別記様式第 1－2 号）によるもうかる漁業創設支援事業実施計画（以下「実施計画」という。）に用船契約書等（案）又は養殖生産契約書等（案）を添付の上、事業主体を経由して水産庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

ウ 水産庁長官は、次の要件が満たされていると認める場合には、イの当該実施計画を承認するものとする。また、当該事業が、輸出の促進、輸入水産物からの国内市場の維持、中小・沿岸漁業の生産基盤の強化等により、我が国水産業の競争力強化に資すると認める場合は、当該実施計画の承認において、その旨を明記するものとする。

- (ア) 認定改革計画に沿った内容であること。
 - (イ) 1 から 5 までに規定された内容を満たしていること。
 - (ウ) 用船契約等において、事業実施者が、所有者等に対して、乗組員又は養殖業者が操業又は生産に最善の努力を払うよう管理する義務を課すとともに、操業又は生産状況が好ましくないと判断したときは用船契約等を解除することを定めていること。
 - (エ) 助成金の対象とする費用が第 2 の規定に合致していること。
 - (オ) 実証に用いる用船料等が、用船料等算定基準に合致していること。
 - (カ) 事業実施者及び所有者等が適格性を有していること。また、事業実施者及び所有者等が本実証事業の趣旨を理解し、水産庁による本事業の成果等情報の利用に同意していること。なお、過去に本事業の利用実績を有する者である場合は、事業実施計画の申請のあった日から過去 5 年間に於いて本要領等の規定に反する行為を行っていないこと。
 - (キ) 当該事業を実施する上で漁業調整上及び資源管理上支障がないこと。
 - (ク) 過去 1 年間に海事関係法令（海上交通の安全の確保を目的とした「海上交通安全法」、「船舶法」、「船舶安全法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」等の法令をいう。）違反による死亡災害が発生していないこと。
 - (ケ) 漁船漁業にあつては、認定改革計画に基づき水揚量又は水揚金額当たりの燃油使用量の 10 % 以上の削減が図られていること。養殖業にあつては、持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に基づく漁場改善計画（以下「漁場改善計画」という。）に参加している場合は、それを遵守していること。
- エ 事業実施者は、ウの承認を受けた実施計画を変更する場合には、イ及びウに準じて処理するものとする。ただし、別添 2-1 及び別添 2-2 に定める助成金対象経費であつて承認された総経費の 30 % 以上の増減を伴わない軽微な計画の変更を行おうとする場合には、事前に水産庁及び事業主体と協議の上、速やかに水産庁長官へ報告することで足りるものとする。
- (2) 実施状況の報告等
- ア 事業実施者は、毎事業期間終了後 60 日以内に、別記様式第 2-1 号（養殖業に係る実証にあつては別記様式第 2-2 号）により実施状況報告書を作成し、事業主体を経由して水産庁長官に提出するものとする。
 - イ 事業実施者は、認定改革計画の策定期間中、認定改革計画に基づく事業期間度の終了後 60 日以内に収益状況等について、別記様式第 3-1 号（1 から 5 事業期間終了ごと）及び別記様式第 4 号（3 及び 5 事業期間終了時。ただし、1 の（2）の事業については 2 及び 5 事業期間終了時）により実証結果報告書を作成し、事業主体を経由して水産庁長官に提出するものとする。ただし、水産庁長官が所有者等の会計処理の都合上やむを得ないと認める場合は、この限りでない。
 - ウ 事業実施者は、水産庁長官が資源評価及び資源管理を行うために必要があると認める場合において、改革計画に係る魚種ごとに、漁獲量、大きさその他の漁業生産の実績等について、水産庁の指定する方法により遅滞なく報告をしなければならないものとする。
 - エ 事業実施者は、水産庁長官が漁業経営の改善等の事業実績の確認を行うために必要と認める場合において、所有者等の経営状況の変化等を示す資料について、水産庁の指定する方法により遅滞なく報告をしなければならないものとする。

7-2 手続等（第1の1の（6）のアの事業）

（1）事業実施計画の承認等

ア 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、別記様式第1-3号によるもうかる漁業創設支援事業実施計画（以下「実施計画」という。）を事業主体に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 事業主体は、次の要件が満たされていると認める場合には、アの当該実施計画を承認するものとする。また、当該事業が、輸出の促進、輸入水産物からの国内市場の維持、中小・沿岸漁業の生産基盤の強化等により、我が国水産業の競争力強化に資すると認める場合は、当該実施計画の承認において、その旨を明記するものとする。

（ア）認定養殖業改善計画に沿った内容であること。

（イ）1、2-2、3-2及び5に規定された内容を満たしていること。

（ウ）助成金の対象とする費用が第2-2の規定に合致していること。

（エ）事業実施者が適格性を有していること。

（オ）当該事業を実施する上で漁場改善の取組に支障がないこと。

（カ）経営効率化や生産管理の徹底を行うため、養殖生産・経営に係る帳簿等のデータの電子化を進め、更に本事業の実証と併せて国が進める養殖業成長産業化の実現への貢献に努める意思を有すること。

（キ）漁場改善計画に参加している場合は、それを遵守していること。

ウ 事業実施者は、イの承認を受けた実施計画を変更する場合には、イに準じて処理するものとする。ただし、イの要件を満たし、総経費の30%以上の増減を伴わない軽微な計画の変更を行おうとする場合には、事前に事業主体と協議の上、速やかに事業主体へ報告することで足りるものとする。

（2）実施状況の報告等

ア 事業実施者は、補助の対象となる資材・機材等の導入後60日以内に、別記様式第2-3号により実施状況報告書を作成し、事業主体に提出するものとする。

イ 事業実施者は、認定養殖業改善計画の策定期間中、認定養殖業改善計画に基づく各事業期間が終了した年の会計処理完了後60日以内に、別紙様式第3-2号（1から3事業期間終了ごと）により当該期間の資材・機材等の導入効果を取りまとめた実証結果報告書（収支計算書を添付）を作成し、事業主体に提出するものとする。

7-3 手続等（第1の1の（6）のイの事業）

（1）事業実施計画の承認等

ア 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、別記様式第1-4号によるもうかる漁業創設支援事業実施計画を事業主体に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 事業主体は、次の要件が満たされていると認める場合には、アの当該実施計画を承認するものとする。また、当該事業が、輸出の促進、輸入水産物からの国内市場の維持、中小・沿岸漁業の生産基盤の強化等により、我が国水産業の競争力強化に資すると認める場合は、当該実施計画の承認において、その旨を明記するものとする。

（ア）認定養殖業技術開発計画に沿った内容であること。

（イ）1、2-3、3-3及び5に規定された内容を満たしていること。

（ウ）助成金の対象とする費用が第2の3の規定に合致していること。

(エ) 事業実施者が適格性を有していること。

(オ) 漁場改善計画に参加している場合は、それを遵守していること。

ウ 事業実施者は、イの承認を受けた実施計画を変更する場合には、イに準じて処理するものとする。ただし、イの要件を満たし、総経費の30%以上の増減を伴わない軽微な計画の変更を行おうとする場合には、事前に事業主体と協議の上、速やかに事業主体へ報告することで足りるものとする。

(2) 実施状況の報告

事業実施者は、事業期間中1年ごとに、別記様式第2-4号により実施状況報告書を作成し、事業主体に提出するものとする。

7-4 手続等(第1の1の(6)のウの事業)

(1) 事業実施計画の承認等

ア 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、別記様式第1-5号によりもうかる漁業創設支援事業実施計画を事業主体に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 事業主体は、次の要件が満たされていると認める場合には、アの当該実施計画を承認するものとする。また、当該事業が、輸出の促進、輸入水産物からの国内市場の維持、中小・沿岸漁業の生産基盤の強化等により、我が国水産業の競争力強化に資すると認める場合は、当該実施計画の承認において、その旨を明記するものとする。

(ア) 認定養殖ビジネス計画に沿った内容であること。

(イ) 1、2-4、3-4及び5に規定された内容を満たしていること。

(ウ) 助成金の対象とする費用が第2-4の規定に合致していること。

(エ) 事業実施者が適格性を有していること。

(オ) 漁場改善計画に参加している場合は、それを遵守していること。

ウ 事業実施者は、イの承認を受けた実施計画を変更する場合には、イに準じて処理するものとする。ただし、イの要件を満たし、総経費の30%以上の増減を伴わない軽微な計画の変更を行おうとする場合には、事前に事業主体と協議の上、速やかに事業主体へ報告することで足りるものとする。

(2) 実施状況の報告

事業実施者は、事業期間中1年ごとに、別記様式第2-5号により実施状況報告書を作成し、事業主体に提出するものとする。

第2 助成金の交付等(第1の1の(1)～(5)の事業)

交付等要綱第3の1の(2)のアの(ア)、(ウ)及び(エ)に規定する助成金については、その交付は以下によるものとし、費用の範囲は、別添2-1(養殖業に係る実証にあっては別添2-2)のとおりとする。

1 運転経費等助成金及び用船料等補助金の申請

(1) 事業実施者は、第1の7の(1)のイの承認を受けたときは、別記様式第5-1号により1事業期間における運転経費等助成金及び用船料等補助金の交付申請計画を作成し、事業主体に提出するものとする。

(2) 事業主体は、事業実施者から、助成金交付申請計画書の提出があった場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して別記様式第6-1号により当該助成金交付申請計画書の内容を了承する旨の通知を行うもの

とする。この際、特に第１の３の（２）により１事業期間が１年を超える場合については、漁業構造改革総合対策事業助成勘定及び資源管理・漁業革新推進基金の資金状況を十分に勘案するものとする。また、交付等要綱第３の１の（２）のアの（ウ）による交付を行う場合、その旨明記するものとする。

- （３）事業実施者は、（２）で了承を受けた助成金交付申請計画を変更する場合は、（１）及び（２）に準じて処理するものとする。

２ 運転経費等助成金の交付等

- （１）第２の１の（１）により事業実施者が助成金交付申請計画を作成し、事業主体に提出する際、最初に交付申請をできる額は、当該事業期間の助成金の所要額の２割以内の額とするが、１航海当たりの航海日数又は養殖の開始から出荷までの日数が長期にわたるなどの理由により、それにより難しい場合には、事前に水産庁及び事業主体に協議するものとする。
- （２）事業実施者は、第２の１の（２）で了承された助成金交付申請計画に基づき、この事業に要する経費について別記様式第７－１号により概算払を請求することができるものとする。
- （３）事業主体は、了承した助成金交付申請計画書に基づき事業実施者から概算払請求書の提出があった場合には、水産庁と協議の上、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- （４）事業実施者は、この事業の実施に充てるための特別会計を設け、事業主体から助成金の交付を受けた場合には、この特別会計に繰り入れて管理するものとする。
- （５）事業実施者は、１事業期間の事業終了後、別記様式第８－１号の助成金精算報告書に第１の７の（２）のアの実施状況報告書を添付して事業主体に提出するものとする。
- （６）事業主体は、事業実施者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、定期的に事業実施者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、事業主体に対し、監査の状況及びその結果の報告を求めることができるものとする。

３ 運転経費等助成金の額の確定

- （１）事業主体は、第１の７の（２）のアに基づき事業実施者から提出された実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、運転経費等助成金の額を確定し、別記様式第９－１号により当該確定した額（以下「確定額」という。）を事業実施者に対して通知するものとする。
- （２）事業主体は、事業実施状況報告書の内容を確認するために必要と認めたときは、事業実施者に対してこの事業に係る証拠書類の提出を命じることとし、事業実施者は、これに応じなければならない。
- （３）運転経費等助成金は確定額を事業実施者が全額返還するものとする。ただし、災害、事故その他特別の事情がある場合にあつては、事業主体が水産庁長官に協議し、水産庁長官が認めた額を返還すべき助成金の額とする。

４ 用船料等補助金の交付等

- （１）事業実施者は、概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第７－１号の概算払請求書により請求するものとする。
- （２）事業主体は前項の請求があった場合には、水産庁と協議の上、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

- (3) 事業実施者は、事業終了後、事業主体に対して別記様式第8-1号の助成金精算報告書により助成金の請求を行うものとする。
- (4) 事業主体は、第1の7の(2)のアに基づき提出のあった実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、別記様式第9-1号により事業実施者に通知するとともに、(3)の規定に基づく請求に係る助成金を交付するものとする。
- (5) 事業主体は事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- (6) 前項の助成金の返還は、事業主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
- (7) 事業主体が事業実施者に対し(5)の命令をしたときは、事業主体は、その返還すべき助成金に係る納付期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95%の割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (8) 事業実施者は、用船料等補助金の交付を受けた事業期間ごとに、漁獲物等の販売に係る代金の総額が、別添1-1(養殖業に係る実証にあっては別添1-2)により算定される用船料等算定額及び別添2-1(養殖業に係る実証にあっては別添2-2)により算定される運転経費等の総額から別添2-1(養殖業に係る実証にあっては別添2-2)により算定される用船料等補助金(事業管理費及び事業管理費に係る消費税額を除く。)を引いた額を上回った場合は、別記様式第10号の収益納付申告書を事業主体に提出し、別添3の算式により得られた金額を事業主体に納付するものとする。ただし、納付額が用船料等補助金(事業管理費及び事業管理費に係る消費税額を除く。)の確定額を超える場合には当該確定額が納付額となる。

第2-2 助成金の交付等(第1の1の(6)のアの事業)

交付等要綱第3の1の(2)のアの(イ)及び(ウ)に規定する助成金については、その交付は以下によるものとする。

1 助成金の申請

- (1) 事業実施者は、第1の7-2の(1)のイの承認を受けたときは、別記様式第5-2号により交付申請計画書を作成し、事業主体に提出するものとする。
- (2) 事業主体は、事業実施者が、認定養殖業改善計画に記載した資材・機材等を導入する際の費用を対象に、事業実施者へ1/2以内の金額を助成する。また、資材・機材等の助成の上限額は5,000万円以内とする。
- (3) 事業主体は、事業実施者から、交付申請計画書の提出があった場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して別記様式第6-2号により当該助成金交付申請計画書の内容を了承する旨の通知を行うものとする。また、交付等要綱第3の1の(2)のアの(ウ)による交付を行う場合、その旨明記するものとする。
- (4) 事業実施者は、(3)で了承を受けた助成金交付申請計画を変更する場合は、(1)及び(2)に準じて処理するものとする。

2 助成金の交付及び額の確定等

- (1) 事業実施者は、概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式

第7-2号の概算払請求書により請求するものとする。

- (2) 事業主体は前項の請求があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (3) 事業実施者は、事業終了後、事業主体に対して別記様式第8-2号の助成金精算報告書により助成金の請求を行うものとする。
- (4) 事業主体は、第1の7の2の(2)のアに基づき提出のあった実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、別記様式第9-2号により事業実施者に通知するとともに、(3)の規定に基づく請求に係る助成金を交付するものとする。
- (5) 事業主体は事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- (6) 前項の助成金の返還は、事業主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
- (7) 事業主体が事業実施者に対し(5)の命令をしたときは、事業主体は、その返還すべき助成金に係る納付期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95%の割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (8) 事業により導入した資材・機材等(消耗品を除く)の管理運用については、事業主体による指導・監督の下、財産台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により効率的な利用が図られるようにする。

第2-3 助成金の交付等(第1の1の(6)のイの事業)

交付等要綱第3の1の(2)のアの(イ)及び(ウ)に規定する助成金については、その交付は以下によるものとする。

1 助成金の申請

- (1) 事業実施者は、第1の7-3の(1)のイの承認を受けたときは、別記様式第5-2号により交付申請計画書を作成し、事業主体に提出するものとする。
- (2) 事業主体は、事業実施者が行う、認定養殖業技術開発計画に基づく技術開発・実証に係る費用を対象に、事業実施者へ1/2以内の金額を助成する。また、助成の上限額は5,000万円以内とする。
- (3) 事業主体は、事業実施者から、交付申請計画書の提出があった場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して別記様式第6-2号により当該助成金交付申請計画書の内容を了承する旨の通知を行うものとする。また、交付等要綱第3の1の(2)のアの(ウ)による交付を行う場合、その旨明記するものとする。
- (4) 事業実施者は、(3)で了承を受けた助成金交付申請計画を変更する場合は、(1)及び(2)に準じて処理するものとする。

2 助成金の交付及び額の確定等

- (1) 事業実施者は、概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第7-2号の概算払請求書により請求するものとする。
- (2) 事業主体は前項の請求があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

- (3) 事業実施者は、事業終了後、事業主体に対して別記様式第8－2号の助成金精算報告書により助成金の請求を行うものとする。
- (4) 事業主体は、第1の7－3の(2)のアに基づき提出のあった実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、別記様式第9－2号により事業実施者に通知するとともに、(3)の規定に基づく請求に係る助成金を交付するものとする。
- (5) 事業主体は事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- (6) 前項の助成金の返還は、事業主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
- (7) 事業主体が事業実施者に対し(5)の命令をしたときは、事業主体は、その返還すべき助成金に係る納付期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95%の割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (8) 事業により購入した資材・機材等(消耗品を除く)の管理運用については、事業主体による指導・監督の下、財産台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により効率的な利用が図られるようにする。

第2－4 助成金の交付等(第1の1の(6)のウの事業)

交付等要綱第3の1の(2)のアの(イ)及び(ウ)に規定する助成金については、その交付は以下によるものとする。

1 助成金の申請

- (1) 事業実施者は、第1の7－4の(1)のイの承認を受けたときは、別記様式第5－2号により交付申請計画書を作成し、事業主体に提出するものとする。
- (2) 事業主体は、事業実施者が行う、認定養殖ビジネス計画に基づく養殖ビジネスの創出及びビジネスモデルの実証に係る費用を対象に、事業実施者へ1／2以内の金額を助成する。ただし、水産庁長官が特に必要と認める場合には所要額の範囲内で別に定めるところにより助成することができる。
- (3) 事業主体は、事業実施者から、交付申請計画書の提出があった場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して別記様式第6－2号により当該助成金交付申請計画書の内容を了承する旨の通知を行うものとする。また、交付等要綱第3の1の(2)のアの(ウ)による交付を行う場合、その旨明記するものとする。
- (4) 事業実施者は、(3)で了承を受けた助成金交付申請計画を変更する場合は、(1)及び(2)に準じて処理するものとする。

2 助成金の交付及び額の確定等

- (1) 事業実施者は、概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第7－2号の概算払請求書により請求するものとする。
- (2) 事業主体は前項の請求があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (3) 事業実施者は、事業終了後、事業主体に対して別記様式第8－2号の助成金精算報告書により助成金の請求を行うものとする。

- (4) 事業主体は、第1の7-4の(2)に基づき提出のあった実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、別記様式第9-2号により事業実施者に通知するとともに、(3)の規定に基づく請求に係る助成金を交付するものとする。
- (5) 事業主体は事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- (6) 前項の助成金の返還は、事業主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
- (7) 事業主体が事業実施者に対し(5)の命令をしたときは、事業主体は、その返還すべき助成金に係る納付期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95%の割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (8) 事業により購入した資材・機材等(消耗品を除く。)の管理運用については、事業主体による指導・監督の下、財産台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により効率的な利用が図られるようにする。

第3 その他

- (1) 事業実施者は、第1の1の(1)～(5)の事業の実施につき、所有者等と協議の上、所有者等又は契約漁業者に事業に必要な経費の一部を負担させることができるものとする。
- (2) 事業主体は、第1の1の(6)のイ及びウの事業の実施にかかる業務を、専門的な知見を持つ者に委託することができるものとする。
- (3) 事業主体は、この事業の適切な実施のため、この実施要領に定めるもののほか、水産庁長官の承認を得て定める諸規程に基づいて行うものとする。

附 則

この要領の施行前に申請のあった事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年2月3日26水管第2193号)

- 1 この要領は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 この要領の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとし、改正後の第1の6の(2)の実施状況の報告等に関する規定は、当該事業についても適用するものとする。

附 則 (平成28年1月20日27水推第1072号) この要領は、平成28年1月20日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日27水推第1307号)

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2の4の(8)の規定は、この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（平成２９年３月２８日２８水推第１３０４号）

- 1 この通知は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正後の第２の４の（８）の規定は、平成２８年４月１日以降に認定を受けた改革計画に基づく事業について適用し、当該日以前に認定を受けた改革計画に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（平成３０年２月１日２９水推第１０８２号）

- 1 この通知は、平成３０年２月１日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成３０年３月３０日２９水推第１２２３号）

- 1 この通知は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとし、改正後の第２の４の（８）の収益納付申告書の提出に係る規定及びなお書の規定は、平成２７年２月３日以降に認定を受けた改革計画に基づく事業についても適用するものとする。

附 則（平成３１年３月２９日３０水推第１２４９号）

- 1 この通知は、平成３１年４月１日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和２年１月３０日元水推第１１０２号）

- 1 この通知は、令和２年１月３０日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和２年４月１日元水推第１０８９号）

- 1 この通知は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 単年度補助事業から基金事業への移行における経過措置として、令和元年度予算に係る実施要綱第３の１の（１）の事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 単年度補助事業から基金事業への移行における経過措置として、令和２年度に限り、この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく実施要綱第３の１の（２）の事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。ただし、当該期間中に新たな事業期間を開始する場合、この通知によることができる。また、改正後の第１の７の（２）のイの実証結果報告に係る規定は、この通知の施行後に終了した実証事業について適用する。

附 則（令和３年１月２８日２水推第１３１３号）

- 1 この通知は、令和３年１月２８日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業についても、この通知を適用する。ただし、第１の１の（２）のア及びオの規定並びに第２の４の（８）の規定については、なお従前の例によるものとする。また、第１の３の（４）の規定については、

平成３１年４月１日以前に認定を受けた改革計画に基づく事業については適用されない。

- ３ この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- ４ この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和３年１２月２０日３水推第１２３３号）

- １ この通知は、令和３年１２月２０日から施行する。
- ２ この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和４年４月１日３水推第１４６５号）

- １ この通知は、令和４年４月１日から施行する。
- ２ この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、改正後の別添２－１、別添２－２及び別添４の事業管理費に関する規定は、当該事業について適用し、この通知の施行前に申請のあった事業実施計画に基づく事業については適用しない。

【別記様式第1－1号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた〇〇地域プロジェクト改革計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の〇〇の実証事業（※）を実施したいので、実施要領第1の7の（1）のイの規定に基づき承認を申請します。

※ 第1の1の（1）から（5）までのいずれかの実証事業名を選択して記載すること。

記

1. 事業のコンセプト

2. 事業対象漁業種類

3. 実証事業を行う船舶

- (1) | 船名及び総トン数 :
- (2) 所有者等氏名 :
- (3) 所有者等住所 :
※所有者等の貸借対照表及び損益計算書を添付。
- (4) 船団構成 :
- (5) 漁船登録番号 :
- (6) 進水年月日 :
- (7) 建造価格 :
- (8) 造船所の名称及び住所 :
- (9) 建造資金の借入先金融機関 :
※日本政策金融公庫からの場合は「資金の種類」及び「特例措置」を記載。
- (10) 購入先 :
- (11) 購入価格 :
- (12) 改造した内容 :
- (13) 改造年月日 :
- (14) 改造価格 :
- (15) 改造した造船所の
名称及び住所 :
- ※ (10)以降は中古船の場合のみ記入すること。

4. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間： 年 月 日から 年 月 日までの 年間（3年以内）

本計画の事業期間： 年 月 日から 年 月 日まで（第 事業期間）

5. 根拠地及び水揚げ

根拠地 :

水揚げ港 :

6. 実証項目

※ 改革計画に記載された取組の内容を記載すること（別紙の添付でも可）。

7. 事業経費の積算内訳

（用船料等補助分）

（単位：円）

区 分	計 画 額（国費）	備 考
用船料等補助経費		（積算内訳） （補助対象経費 × 補助率）
事業管理費		（積算内訳）
消費税		（積算内訳）
事業経費合計		

8. 実施要領第1の1の規定との関係

※ 実施要領第1の1の（1）のア（実施要領第1の4の（2）の沿岸漁業版を選択する場合はその旨もあわせて記載すること。）又は、（2）のアからエまで若しくはカ、（3）又は（4）のいずれに該当するか及びその根拠を記載すること。

※ 別添2-1の12のただし書きの平成25年4月に署名が行われた公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め（以下「日台漁業取決め」という。）が交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、日台漁業取決め第2条に規定する取決め適用水域及びその周辺水域（以下「取決め適用水域等」という。）における漁獲物の漁獲量又は漁獲金額のいずれかが当該事業年度における総漁獲量又は総漁獲金額の10%以上を占めている場合は、別記様式第11号を添付すること。

9. 事業経費の積算内訳

（運転経費等助成分）

（単位：円）

区 分	計 画 額（国費）	備 考
人件費		（積算内訳）
燃油費		（積算内訳）
主燃油持込金利		（積算内訳）
餌代		（積算内訳）
氷代		（積算内訳）
魚箱代		（積算内訳）
その他の資材費		（積算内訳）
販売費		（積算内訳）
その他の経費		（積算内訳）
消費税		（積算内訳）
事業経費合計		

【別記様式第1－2号（養殖業の場合）】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた〇〇地域プロジェクト改革計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の〇〇の実証事業（※）を実施したいので、実施要領第1の7の（1）のイの規定に基づき承認を申請します。

※ 第1の1の（1）から（3）まで及び（5）のいずれかの実証事業名を選択して記載すること。

記

1. 事業のコンセプト

2. 事業対象養殖種類

3. 事業に参加する養殖業者

4. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間 : 年 月 日から 年 月 日までの 年間（5年以内）

本計画の事業期間 : 年 月 日から 年 月 日までの 年間（第 事業期間）

5. 養殖漁場

6. 実証項目

※ 改革計画に記載された取組の内容を記載すること（別紙の添付でも可）。

7. 事業経費の積算内訳

(単位：円)

区 分	計 画 額 (国費)	備 考
1. 養殖生産契約料等		(積算内訳) (補助対象経費 × 補助率)
2. 水道光熱代		(積算内訳)
3. 種 苗 代		(積算内訳)
4. 餌 代		(積算内訳)
5. 養殖用資材代		(積算内訳)
6. 器具・備品代		(積算内訳)
7. 氷 代		(積算内訳)
8. 魚 箱 代		(積算内訳)
9. 販 売 費		(積算内訳)
10. その他の経費		(積算内訳)
11. 2～10の経費に 要する消費税		(積算内訳)
12. 事業管理費		(積算内訳)
13. 12の経費に要 する消費税		(積算内訳)
事業経費合計		
運転経費等助成分		(積算内訳) 用船料等補助分を除いた額 (1～13の経費－①－②)
用船料等補助分		(積算内訳) ① 1～11の経費の 1 / 5 以内 ② 12～13の経費

【別記様式第1－3号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた養殖業改善計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の（6）の実証事業を実施したいので、実施要領第1の7－2の（1）のアの規定に基づき承認を申請します。

記

1. 事業のコンセプト

2. 事業対象養殖種類

3. 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日までの 年間（5年以内）

（第1事業期間： 年 月 日から 年 月 日まで）

（第2事業期間： 年 月 日から 年 月 日まで）

（第3事業期間： 年 月 日から 年 月 日まで）

4. 養殖漁場

5. 実証項目

※ 認定養殖業改善計画に記載された取組の内容を記載すること（別紙の添付でも可）。

6. 目標（KPI）の設定

項目	現状	目標（KPI）

※ 実証事業終了時に取組の評価が適切にできるよう目標（KPI）を定めること

7. 事業経費の積算内訳

（単位：円）

資材・機材名	計画額	備考
事業費合計		
助成金の額		・ 事業費合計の1/2以内 ・ 5,000万円以内

【別記様式第 1－4 号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた養殖業技術開発計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第 1 の 1 の（6）の実証事業を実施したいので、実施要領第 1 の 7－3 の（1）のアの規定に基づき承認を申請します。

記

1. 事業のコンセプト

2. 技術開発の内容

3. 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日までの 年間（3 年以内）

4. 事業経費の積算内訳

区分	計画額	備考
事業費合計		
助成金の額		・ 事業費合計の 1/2 以内 ・ 5,000 万円以内

【別記様式第 1－5 号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた養殖ビジネス計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第 1 の 1 の（6）のウの実証事業を実施したいので、実施要領第 1 の 7－4 の（1）のアの規定に基づき承認を申請します。

記

1. 事業のコンセプト

2. 事業内容

3. 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日までの 年間（3 年以内）

4. 事業経費の積算内訳

区分	計画額	備考
事業費合計		
助成金の額		・事業費合計の 1/2 以内 ただし、水産庁長官が特 に必要と認める場合には 所要額の範囲内。

【別記様式第2-1号】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書
(第 事業期間)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け(番号)で承認のあった〇〇の実証事業(※)の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領(平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知)第1の7の(2)のアの規定に基づき報告します。

※ 第1の1の(1)から(5)までのいずれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

1. 事業実施結果の概要

2. 実証事業に用いた船舶

船名及び総トン数:

所有者等氏名:

所有者等住所:

3. 事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

4. 事業に要した経費

(用船料等補助分)

(単位:円)

	計画額	実績額	備考
用船料等補助経費			
事業管理費			
消費税			
事業経費合計			

(運転経費等助成分)

(単位：円)

区 分	計 画 額	実 績 額	備 考
人 件 費			
燃 油 費			
主 燃 油 持 込 金 利			
餌 代			
氷 代			
魚 箱 代			
そ の 他 の 資 材 費			
販 売 費			
そ の 他 の 経 費			
消 費 税			
事業経費合計			

5. 販売の内訳

販 売 年 月	販 売 数 量 (トン)	販 売 金 額 (円)	備 考 (主たる魚種及び水揚げ港等)
年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分			
合 計			

(注) 運転経費等助成分及び販売の内訳については、確定次第速やかに提出するものとする。

6. その他の収入の内訳

収 入 年 月	収 入 金 額 (円)	備 考
年 月		
合 計		

【別記様式第2－2号（養殖業の場合）】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書
（第 事業期間）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
（事業主体経由）

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（ 番号 ）で承認のあった〇〇の実証事業（※）の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の7の（2）のアの規定に基づき報告します。

※ 1の1の（1）から（3）まで及び（5）のいずれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

1. 事業実施結果の概要

2. 参加した養殖業者

3. 事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

．事業に要した経費

(単位：円)

区分	計画額	実績額	備考
1. 養殖生産契約料等			
2. 水道光熱代			
3. 種 苗 代			
4. 餌 代			
5. 養殖用資材代			
6. 器具・備品代			
7. 氷 代			
8. 魚 箱 代			
9. 販 売 費			
10. その他の経費			
11. 2～10の経費に要した消費税			
12. 事業管理費			
13. 12の経費に要した消費税			
事業経費合計			
運転経費等助成分			
用船料等補助分			

5．販売の内訳

販売年月	販売数量 (トン)	販売金額 (円)	備考 (魚種及び主な販売先)
年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分			
合 計			

(注) 事業に要した経費及び販売の内訳については、確定次第速やかに提出するものとする。

6. その他の収入の内訳

収入年月	収入金額（円）	備考
年 月		
合 計		

【別記様式第 2－3 号】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（ 番号 ）で承認のあったもうかる漁業創設支援事業の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知）第 1 の 7－2 の（2）のアの規定に基づき報告します。

記

1. 事業実施結果の概要

2. 参加した養殖業者

3. 事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

4. 事業に要した経費

（単位：円）

資材・機材名	実績額	備考
事業費合計		
助成金の額		・ 事業費合計の 1/2 以内 ・ 5,000 万円以内

【別記様式第 2－4 号】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（ 番号 ）で承認のあったもうかる漁業創設支援事業の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知）第 1 の 7－3 の（2）の規定に基づき報告します。

記

1. 事業実施結果の概要

2. 事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. 事業に要した経費

（単位：円）

区分	実績額	備考
事業費合計		
助成金の額		・ 事業費合計の 1/2 以内 ・ 5,000 万円以内

※ 開発された技術についての事業実績報告書を添付すること。

【別記様式第 2－5 号】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（ 番号 ）で承認のあったもうかる漁業創設支援事業の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知）第 1 の 7－4 の（2）の規定に基づき報告します。

記

1. 事業実施結果の概要

2. 事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. 事業に要した経費

（単位：円）

区分	実績額	備考
事業費合計		
助成金の額		・事業費合計の 1/2 以内 ただし、水産庁長官が特に 必要と認める場合には所要 額の範囲内。

※ 開発された技術についての事業実績報告書を添付すること。

【別記様式第 3 - 1 号】

もうかる漁業創設支援事業実証結果報告書
(第 事業期間)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日まで実施した〇〇の実証事業(※)について、もうかる漁業創設支援事業実施要領(平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知)第1の7の(2)のイの規定に基づき報告します。

※ 第1の1の(1)から(5)までのいずれかの実証事業名のうち、実施した実証事業名を選択して記載すること。

記

1. 事業実施結果の概要

2. 事業対象漁業種類

3. 実証事業に用いた船舶等
船名及び総トン数：
所有者等氏名：
所有者等住所：

※ 養殖業に係る実証事業にあつては以下のことを記載すること。
参加した養殖業者：

4. 事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

5. 実証項目ごとの取組状況及び収支の検証（1事業期間終了時ごとに作成）

大事項	中事項	現状と課題	取組記号・取組内容	見込まれる効果（数値）	取組内容の履行状況	終了時の事業効果（数値）	計画との比較	計画と相違がある場合その要因（理由）及び改善策

<記入に当たって>

- ・「大事項」「中事項」「現状と課題」「取組記号・取組内容」「見込まれる効果」欄には、認定された改革計画の内容を記入すること。
- ・「取組内容の履行状況」欄には、助成期間において計画した取組の履行内容を記入すること。
- ・「終了時の事業効果」欄には、計画策定時に見込まれていた効果に準じてその実績を記入すること。
- ・「計画との比較」欄には、認定された改革計画と助成期間終了後との比較した結果を記入すること。
- ・「計画と相違がある場合その要因（理由）及び改善策」欄には、目標を上回った要因又は下回った要因を分析の上、詳細に記入し、改善策については、原則として地域協議会で検討した改善策を記入すること。

6. 改革計画との比較検証（1事業期間終了ごとに提出）

（単位：水揚量はトン、その他は千円）

	計 画 策 定 時	改 革 1 年 目 計 画	1 年 目 実 績	比 較 増 減	2 年 目 計 画	2 年 目 実 績	比 較 増 減	3 年 目 計 画	3 年 目 実 績	比 較 増 減	4 年 目 計 画	4 年 目 実 績	比 較 増 減	5 年 目 計 画	5 年 目 実 績	比 較 増 減
収 入																
収入合計																
水揚量																
水揚高																
引当金戻入																
その他収入																
経 費																
経費合計																
人件費																
燃油代																
修繕費																
漁具費																
その他																
保険料																
公租公課																
販売経費																
一般管理費																
減価償却費																
退職給付引当金繰入																
特別修繕引当金繰入																
その他引当金繰入																
利 益																
償 却 前 利 益																

※ 計画策定時、1年目から5年目の計画欄においては、認定された改革計画の数値を記載すること。

※ 各年次の実績については計画策定時と同様の考え方で記載すること。

※ 比較増減欄には、同一年次の計画と実績を比較（実績／計画）した結果を記載すること（0.95、1.10などと記載し、少数第3位を四捨五入すること。）。ただし、計画値がマイナスの場合にあっては空欄とすること。

- ※ 養殖業に係る実証事業にあつては、収益については生産量及び生産高を、経費については記載事項に加え、えさ代、種苗代（核代）についても記載すること。また、生産削減計画がある場合は記載すること。
- ※ 養殖業に係る実証事業にあつては、「改革１年目」を「改革１期目」と記載すること（２年目以降同じ）。
- ※ その他引当金繰入とは、賞与引当金繰入、役員賞与引当金繰入等当該事業に係る負債性引当金繰入のことをいう。
- ※ 税込／税抜を記載すること。

（改革計画との相違等の主な理由）

--

7. 次世代船建造の見通し

償 却 前 利 益	×	次世代船建造 までの年数	>	船 価
百万円		年		百万円

- ※ 「償却前利益」は、事業期間中の取組状況をもとに数値を記載し、数値の根拠を欄外に記載すること。
- ※ 「次世代船建造までの年数」及び「船価」は、認定改革計画の年数及び金額を記入すること。なお、養殖業に係る実証事業にあつては、「次世代船建造までの年数」を「養殖生け簀等の更新までの年数」とし、「船価」を「養殖生け簀等の取得合計額」として記載すること。
- ※ 償却前利益等の増減で次世代船建造の見通しが改革計画と相違がある場合には以下にその要因等を記入すること。

8. 政策手法のグリーン化について

※認定改革計画に記載した「政策手法のグリーン化について」欄の記載事項について、実績を記載すること。

（改革計画との相違等の主な理由）

--

【別記様式第3－2号】

もうかる漁業創設支援事業実証結果報告書
(第 事業期間)

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日まで実施したもうかる漁業創設支援事業について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の7の2の（2）のイの規定に基づき報告します。

記

1. 事業対象魚種

2. 実証事業に用いた資材・機材等

資材・機材の名称	詳細事項（規格、数量等）

3. 事業実施期間

第 事業期間： 年 月 日から 年 月 日まで
(事業実施計画の期間： 年 月 日から 年 月 日まで)

4. 取組結果の検証

※ もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書で設定した目標の達成度を評価する。また、取組内容、事業効果、計画との相違理由について具体的に記載すること（別紙の添付でも可）。

5. 添付書類

- ・収支計算書（事業開始前、事業終了後）

【別記様式第4号】

もうかる漁業創設支援事業実証結果報告書
(総まとめ)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日(3又は5事業期間)まで実施した〇〇の実証事業(※)について、もうかる漁業創設支援事業実施要領(平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知)第1の7の(2)のイの規定に基づき、別紙のとおり報告します。

※ 第1の1の(1)から(5)までのいずれかの実証事業名のうち、実施した実証事業名を選択して記載すること。

記

1. 認定改革計画名称

2. 事業対象漁業種類

3. 実証事業に用いた船舶等

船名及び総トン数:

所有者等氏名:

所有者等住所:

※養殖業に係る実証事業にあつては以下のことを記載すること。

参加した養殖業者:

4. 認定改革計画期間

年 月 日から 年 月 日まで(5事業期間)

今回の報告の対象期間

年 月 日から 年 月 日まで(事業期間)

(別紙)

〇〇地域プロジェクト（漁業種類）
（漁船名及びトン数）

もうかる漁業創設支援事業検証結果報告書（改革漁船型、既存船活用型）
（※ 該当を丸で囲むこと。）

事業実施者： 実証期間： 年 月 日～ 年 月 日まで（ 年間）

1. 事業の概況

--

※ 当該実証期間に実施した事業の概要を、認定改革計画に記載した事業のコンセプトを参考に記載すること。

2. 実証項目

--

3. 実証結果

--



※ 認定改革計画に記載した取組記号ごとに、実証結果を記載すること。

4. 収入、経費、償却前利益及びその計画との差異・その理由

【収入】
【経費】
【償却前利益】

5. 次世代船建造の見通し（※養殖業に係る実証事業にあつては、「養殖生け簀等の更新の見通し」とすること。）

--

※ 認定改革計画に記載した見通しについて、計画と実績の比較を記載すること。

6. 政策手法のグリーン化について

--

※認定改革計画に記載した「政策手法のグリーン化について」欄の記載事項について、実績を記載すること。

7. 特記事項

--

※ 実証事業による地域への波及効果、副次的効果、今後の漁業経営において特筆すべき事項等があれば記載すること。

【別記様式第5－1号】

もうかる漁業創設支援事業助成金交付申請計画書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（ 番号 ）で水産庁長官から承認のあった〇〇の実証事業（※）について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第2の1の（1）の規定に基づき当該事業期間における助成金交付申請計画を下記のとおり作成したので、御了承願いたく申請します。

なお、用船料等補助分については、国の予算措置に応じて概算払請求をします。

※ 第1の1の（1）から（5）までのいずれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

1. 助成金の総額：

2. 助成金の申請計画

（運転経費等助成分） （単位：円）

申請時期	申請額	備考（経費内訳）
計		

（用船料等補助分） （単位：円）

申請時期	申請額	備考（経費内訳）
計		

【別記様式第5－2号】

マーケット・イン型養殖業等実証事業助成金交付申請計画書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（ 番号 ）で承認のあったマーケット・イン型養殖業等実証事業について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第2－2の1の（1）の規定（又は第2－3の1の（1）若しくは第2－4の1の（1）の規定）に基づき当該事業期間における助成金交付申請計画を下記のとおり作成したので、御了承願いたく申請します。

記

1. 助成金の総額

2. 助成金の申請計画

（単位：円）

申請時期	申請額	備考（経費内訳）

【別記様式第 6－1 号】

もうかる漁業創設支援事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（ 番号 ）で申請のあった貴〇〇が行う当該事業期間における〇〇の実証事業（※ 2）に係る助成金交付申請計画について、下記のとおり交付することを決定したので、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知）第 2 の 1 の（2）の規定に基づき通知します。

なお、助成金の交付にあたり、助成金交付申請計画のうち用船料等補助分については、国の予算措置の状況に応じて概算払することを御了知願います。

記

※ 1 事業主体は交付等要綱第 38 に定める条件を付すこと。

※ 2 第 1 の 1 の（1）から（5）までのいずれかの実証事業名のうち、申請のあった実証事業名を選択して記載すること。

※ 3 交付等要綱第 3 の 1 の（2）のアの（ウ）による交付を行う場合、その旨明記すること。

【別記様式第 6－2 号】

マーケット・イン型養殖業等実証事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（ 番号 ）で申請のあった貴〇〇が行う当該事業期間におけるマーケット・イン型養殖業等実証事業に係る助成金交付申請計画について、下記のとおり交付することを決定したので、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知）第 2－2 の 1 の（3）の規定（又は第 2－3 の 1 の（3）若しくは第 2－4 の 1 の（1）の規定）に基づき通知します。

記

※ 事業主体は交付等要綱第 38 に定める条件を付すこと。

【別記様式第 7 - 1 号】

もうかる漁業創設支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（ 番号 ）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知）第 2 の 2 の（2）及び第 2 の 4 の（1）に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 a-(b+c)	備 考
用船料等補助分					
運転経費等助成分					
合 計					

（振込口座）

項 目	用船料等補助分振込口座	運転経費等助成分振込口座
金融機関名 （支店名）		
預金種目 口座番号	普通・当座・その他	普通・当座・その他
口座名義		

【別記様式第 7 - 2 号】

マーケット・イン型養殖業等実証事業概算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（ 番号 ）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知）第 2 - 2 の 2 の（1）（又は第 2 - 3 の 2 の（1）若しくは第 2 - 4 の 2 の（1））に基づき請求します。

記

（単位：円）

交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 a-(b+c)	備考

（振込口座）

金融機関名 （支店名）	
預金種目 口座番号	普通・当座・その他
口座名義	

【別記様式第 8－1 号】

もうかる漁業創設支援事業に係る助成金精算報告書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（ 番号 ）で水産庁長官から承認のあった、本〇〇が行った、〇〇の実証事業（※）について、別紙のとおり水産庁長官に実施状況報告を提出し、それに基づき当該事業に係る助成金の精算報告を下記のとおりまとめたので、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知）第 2 の 2 の（5）及び第 2 の 4 の（3）に基づき提出します。

※ 第 1 の 1 の（1）から（5）までのいずれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

（単位：円）

項目	事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は 返納額 (c)	既返還額 (d)	備考
用船料等補助分					
運転経費等助成分					

※ 用船料等補助分： $(c) = (b - a - d)$

運転経費等助成分： $(c) = (b - d)$

【別記様式第 8 - 2 号】

マーケット・イン型養殖業等実証事業に係る助成金精算報告書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（ 番号 ）で承認のあった、本〇〇が行った、マーケット・イン型養殖業等実証事業について、別紙のとおり貴〇〇に実施状況報告を提出し、それに基づき当該事業に係る助成金の精算報告を下記のとおりまとめたので、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知）第 2 - 2 の 2 の（3）（又は第 2 - 3 の 2 の（3）若しくは第 2 - 4 の 2 の（3））に基づき提出します。

記

（単位：円）

事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は 返納額 (c) = (b - a - d)	既返還額 (d)	備考

【別記様式第 9 - 1 号】

もうかる漁業創設支援事業の額の確定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで貴〇〇から提出のあった〇〇の実証事業（※）に係る助成金の額は、金 円と確定したので通知します。

また、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知）第 2 の 4 の（5）に基づく当該事業に係る返還すべき助成金の額を、下記のとおり定めたので、年 月 日までに助成金を返還してください。

なお、返還期日を過ぎても助成金の返還がされない場合には、同第 2 の 4 の（7）に基づき、延滞金を課すのであらかじめ御了知願います。

※ 第 1 の 1 の（1）から（5）までのいずれかの実証事業名のうち、提出した助成金精算報告書及び実施状況報告に係る実証事業名を選択して記載すること。

記

1. 用船料等補助分

（単位：円）

区分	金額	備考（積算根拠）
助成金確定額 (a)		
既交付額 (b)		
精算報告に基づく返納額 (c)=(b)-(a)		
既返還額 (d)		
返還額 (e)=(c)-(d)		

振込先

金融機関名（支店名）	預金種目及び口座番号	口座名義
	普通・当座・その他	

2. 運転経費等助成分

（単位：円）

区分	金額	備考（積算根拠）
助成金確定額 (a)		
既交付額 (b)		
精算報告に基づく返納額 (c)=(b)-(a)		
販売額 (d)		
既返還額 (e)		
実施要領第 2 の 3 に基づく返還額 (f)=(a)-(e)		
総返還額 (g)=(c)+(f)		

振込先

金融機関名（支店名）	預金種目及び口座番号	口座名義
	普通・当座・その他	

【別記様式第 9－2 号】

マーケット・イン型養殖業等実証事業の額の確定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで貴〇〇から提出のあったマーケット・イン型養殖業等実証事業に係る助成金精算報告書の内容を確認した結果、当事業に係る助成金の額は、
金 円と確定したので、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知）第 2－2 の 2 の（4）の規定（又は第 2－3 の 2 の（4）若しくは第 2－4 の 2 の（4）の規定）に基づき通知します。

なお、返還期日を過ぎても助成金の返還がされない場合には、同第 2－2 の 2 の（7）（又は第 2－3 の 2 の（7）若しくは第 2－4 の 2 の（7）の規定）に基づき、延滞金を課すのであらかじめ御了知願います。

記

（単位：円）

区分	金額	備考（積算根拠）
助成金確定額（a）		
既交付額（b）		
精算報告に基づく返納額 （c）=（b）－（a）		
既返還額（d）		
差引支払額又は返還額 （e）=（c）－（d）		

振込先

金融機関名（支店名）	預金種目及び口座番号	口座名義
	普通・当座・その他	

【別記様式第 1 0 号】

もうかる漁業創設支援事業に係る収益納付申告書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日まで実施した〇〇の実証事業（※）について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 2 1 年 4 月 1 日付け 2 0 水管第 2 9 0 6 号水産庁長官通知）第 2 の 4 の（ 8 ）の規定に基づき収益納付します。

※ 第 1 の 1 の（ 1 ）から（ 5 ）までのいずれかの実証事業名のうち、提出した収益納付額報告に係る実証事業名を選択して記載すること。

記

収益納付額 金 〇〇〇〇〇円

※ 収益納付額計算書を添付すること。

【別記様式第 1 1 号】

もうかる漁業創設支援事業実施にかかる証明書

〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇 殿
〔 沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長 〇〇 〇〇 殿
沖 縄 県 知 事 殿 〕

もうかる漁業創設支援事業の実施にあたり、証明及び確認を受けたく、別紙を添付して申請いたします。

年 月 日

申 請 者 住 所
氏 名 〇〇 〇〇
(法人名)

上記の者は、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 2 1 年 4 月 1 日 2 0 水管第 2 9 0 6 号水産庁長官通知）の別添 2 - 1 の 1 2 のただし書きに定める要件に該当する者であることを証明する。

年 月 日

〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇
〔 沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長 〇〇 〇〇 〕

上記について正確であることを確認する。

年 月 日

沖 縄 県 知 事 〇〇 〇〇

別 紙

1 事業対象漁業種類

2 取決め適用水域等での操業依存割合

区 分	年 度	年 度	年 度
総漁獲量 A	kg	kg	kg
うち、取決め適用水域等分 B	kg	kg	kg
依存割合 $B / A \times 100$	%	%	%
総漁獲金額 C	千円	千円	千円
うち、取決め適用水域等分 D	千円	千円	千円
依存割合 $D / C \times 100$	%	%	%

- (注) 1 原則として、日台漁業取り決めが交わされる前の直近3か年の実績を記載すること。ただし、総漁獲量又は総漁獲金額の取決め適用水域等における操業依存割合が10%を超える年度のみの記載でも差し支えないものとする。
 なお、実績の算定期間は、事業年度とする。
- 2 漁獲成績報告書等の参考となる資料を添付すること。

【別添 1 - 1】

もうかる漁業創設支援事業用船料等算定基準

漁業構造改革推進事業の事業実施者が認定改革計画に基づき実施するもうかる漁業創設支援事業の用に供する船舶を用船する場合の用船料等は、特別の事情により別に定める場合を除くほか、以下の 1 から 13 までのそれぞれの額を合計したものとする。なお、船団操業を行う場合は、改革型漁船又は収益性回復に取り組む漁船のみを対象とする。

1. 減価償却費

減価償却費＝当該船舶の帳簿価額×償却率

なお、耐用年数が満了した場合には、減価償却費の算定は行わない。

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。

以下「省令」という。）別表第 1 のとおりとする。

償却方法：定率法（省令第 5 条）とする。

ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた船舶については、旧定率法（省令第 4 条）とする。

償却率：省令別表第 10 のとおりとする。

ただし、平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に船舶を取得し、又は交付等要綱第 3 の 1 の（1）のイの（ウ）に基づく改革計画の認定を受けた場合は、省令別表第 9 のとおりとし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された船舶については、省令別表第 7 のとおりとする。

2. 金利（建造借入金に係る金利）

金利＝当該船舶の帳簿価額×長期プライムレート

長期プライムレート：直近の長期プライムレートを適用する。

3. 損害保険料

損害保険料は、当該船舶が加入している船舶保険（普通損害保険、漁船船主責任保険及び特殊保険）及び漁業施設共済の実績額とする。

4. 公租公課（固定資産税）

（1）主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるもの（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 第 5 項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/6 \times 1.4/100$

（2）上記（1）以外のもの（地方税法 第 349 条の 3 第 6 項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/2 \times 1.4/100$

5. 修繕費

当該船舶の認定改革計画に基づく修繕費の範囲内の額とする。ただし、不漁対策である本要領第 1 の 1 の（2）のイに該当する実証事業については、以下の算出式を用いるものとする。

修繕費＝（建造価格又は購入価格に改造費を加えた額）×修繕費率

修繕費率：下表の修繕費率

（修繕費率表）

経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率
0.5 年	0.0200	6 年	0.0855	12 年	0.1521
1	0.0300	7	0.0966	13	0.1632
2	0.0411	8	0.1077	14	0.1743
3	0.0522	9	0.1188	15～	0.1854
4	0.0633	10	0.1299		
5	0.0744	11	0.1410		

6. 消耗品費

消耗品費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の実証事業による使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

7. 漁具等償却費

漁具等償却費は、漁具及び搭載機器等の償却費（漁具、機器ごとに設定）の合計額とする。

8. 補助油費

補助油費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

9. 通信費

通信費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

10. 人件費

人件費は、給与費、航海日当、食料費、船員保険料及び福利厚生費の額の合計額とし、当該船舶に乗船予定の船員ごとの前年等の実績額にベースアップ率を乗じて得た額を基準とする。

ただし、外地を基地とする場合には、予備船員の給与及び船員交替旅費を算入することができるほか、認定改革計画に基づく人件費の範囲内の額とすることができる。

11. 主燃油持込金利

主燃油持込金利＝最大積載量×0.8×単価×短期プライムレート

単価：A重油（バージ渡し）京浜地区の直近の金額（デジタル物価版）を適用する。短期プライムレート：直近の短期プライムレートを適用する。

12. 一般管理費

一般管理費は、上記1から11までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とする。

13. 消費税

消費税は、上記1から12までの金額の合計額に10%を乗じて得た額とする。

なお、消費税率が変更された際には、当該税率が適用される期間については、上記1から12までの金額の合計額に当該税率を乗じて得た額とする。

【別添 1－2】

もうかる漁業創設支援事業養殖生産契約料等算定基準

漁業構造改革推進事業の事業実施者が認定改革計画に基づき養殖生産を行う養殖業者と養殖契約等を締結する場合の養殖業者に支払う養殖生産契約料等の算定については、特別の事情により別に定める場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

1. 養殖筏等の施設、漁船等（以下「施設等」という。）の減価償却費

減価償却費＝当該施設等の帳簿価額×償却率

なお、耐用年数が満了した場合には、減価償却費の算定は行わない。

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1及び第2のとおりとする。

償却率：省令別表第8又は第10のとおりとする。

ただし、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた施設等については、省令別表第8又は第9のとおりとし、平成19年3月31日以前に取得をされた施設等については、省令別表第7のとおりとする。

2. 金利（施設等購入借入金に係る金利）

金利＝当該施設等の帳簿価額×長期プライムレート

長期プライムレート：直近の長期プライムレートを適用する。

3. 損害保険料（漁業施設共済掛金を除く。）

損害保険料は、施設等が加入している損害保険（普通損害保険、漁船船主責任保険及び特殊保険等）の実績額とする。

4. 公租公課（固定資産税）

（1）主として遠洋区域を航行区域とする船舶以外の船舶で、総務省令で定めるものを除くもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3第6項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/2 \times 1.4/100$

（2）上記（1）以外の固定資産

当該施設等に対して課される固定資産税の額

5. 施設等利用料

施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額とする。

ただし、水産業協同組合が所有する共同利用施設等を組合員が利用する場合にあつては、施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額又は当該施設等について上記1から4までにより算定された額を利用者により按分した金額のいずれか低い方の金額とする。

6. 修繕費

修繕費＝（建造価格又は購入価格に改造費を加えた額）×修繕費率

修繕費率：下表の修繕費率

（修繕費率表）

経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率
0 . 5 年	0.0200	6 年	0.0855	1 2 年	0.1521
1	0.0300	7	0.0966	1 3	0.1632
2	0.0411	8	0.1077	1 4	0.1743
3	0.0522	9	0.1188	1 5 ～	0.1854
4	0.0633	1 0	0.1299		
5	0.0744	1 1	0.1410		

7. 補助油費

補助油費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

8. 養殖用漁具等償却費

養殖用漁具等の償却費は、漁具及び設備等の償却費（漁具、設備ごとに設定）の合計額とする。

9. 漁業権行使料

漁業権行使規則に基づき、漁業権の管理に要する経費の負担として、免許を受けている漁業協同組合に支払う行使料等の額とする。

10. 漁業共済掛金

漁業共済掛金のうち、養殖業者が負担する額とする。

11. 人件費

認定改革計画に基づき算出される人件費とする。

12. 一般管理費

一般管理費は、上記1から11までの金額の合計額に8％を乗じて得た額とする。

13. 消費税

消費税は、上記1から12までの金額の合計額に10％を乗じて得た額とする。

なお、消費税率が変更された際には、当該税率が適用される期間については、上記1から12までの金額の合計額に当該税率を乗じて得た額とする。

（注）1から4までは養殖生産契約等を締結する養殖業者自らが所有する施設等、5は養殖生産契約等を締結する養殖業者以外の者が所有する施設等に限る。

【別添 2 - 1】

もうかる漁業創設支援事業の費用の範囲（漁業の場合）

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金
1 用船料等補助経費	以下に定める額の範囲内とし、予算の範囲内において交付するものとする。 ① 改革型漁船等の収益性改善の実証事業については別添 1 - 1 の用船料等算定基準に規定する 1 から 9 まで、1 2 及び 1 3 の合計額（以下「用船料等算定額」という。）に 1 / 3 を乗じた額 ② 漁船等の収益性回復の実証事業については用船料等算定額に 1 / 3 を乗じた額。ただし、不漁対策である第 1 の 1 の（2）のイに該当する実証事業についてのみ第 1 の 7 の（1）のイにおける提出時に選択することにより、用船料等算定額に 2 / 3 を乗じた額とすることができる。 ③ 第二種特定漁業の再編整備に伴う他魚種転換等による生産性向上の実証事業については用船料等算定額に 1 / 2 を乗じた額。ただし、改革型漁船を用いない場合、第 1 の 7 の（1）のイにおける提出時に選択することにより、用船料等算定額に 2 / 3 を乗じた額とすることができる。 ④ 資源管理・労働環境改善型漁船の計画的・効率的導入の実証事業については用船料等算定額に 1 / 3 を乗じた額 なお、事業実施者自らが、認定改革計画に基づいて、第 1 の 1 に掲げる実証事業に取り組む場合にも、操業費用として上記①から④までのそれぞれの場合と同様の経費を助成金対象経費とする。 また、事業実施中の事故等により所有者等が追加負担した事業継続するために要した修繕費が、当初の別添 1 - 1 の用船料等算定基準に規定する 5 の修繕費額を上回る場合は、水産庁及び事業主体と協議し、特に認めた場合に限り、所要額に上記①から④までの実証事業それぞれの補助率を乗じた額を事業期間終了時の確定額とし、要領第 1 の 7 の（1）のエに準じて事業実施計画の変更を行い、助成金対象経費とすることができる。	用船料等補助金

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金
2 人件費	人件費は、給与費、航海日当、食料費、船員保険料及び福利厚生費の額の合計額とし、当該船舶に乗船予定の船員ごとの前年等の実績額にベースアップ率を乗じて得た額を基準とする。 ただし、外地を基地とする場合には、予備船員の給与及び船員交替旅費を算入することができるほか、認定改革計画に基づく人件費の範囲内の額とすることができる。	運転経費等助成金
3 燃油費	当該実証事業の実施のために要した運航に係る重油、軽油等の油代	
4 主燃油持込金利	主燃油持込金利＝最大積載量×0.8×単価×短期プライムレート 単価：A重油（バージ渡し）京浜地区の直近の金額（デジタル物価版）を適用する。 短期プライムレート：直近の短期プライムレートを適用する。	
5 餌代	漁獲に要した餌代（撒き餌代を含む。）	
6 氷代	船上及び陸上（市場内に限る）での漁獲物鮮度保持に要した氷代	
7 魚箱代	船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した容器代	
8 その他の資材費	船上及び陸上（市場内に限る）での漁獲物鮮度保持に要した資材費（氷代を除く）並びに船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した資材費（魚箱代を除く）	
9 販売費	市場売りの場合における当該市場の市場手数料等、販売のために要した経費 その他の場合には、販売金額の5%以内	
10 その他の経費	当該実証事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの	
11 消費税	3及び5から10までの経費に要した消費税額	

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金
1 2 事業管理費	当該実証事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業費全体の２％以内とし、人件費の算定方法等については別添４によるものとする。 ただし、平成２５年４月に署名が行われた公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め（以下「日台漁業取決めという。」）が交わされる前の直近３か年のいずれかの事業年度において、日台漁業取決め第２条に規定する取決め適用水域及びその周辺水域（以下「取決め適用水域等」という。）における漁獲物の漁獲量又は漁獲金額のいずれかが当該事業年度における総漁獲量又は総漁獲金額の１０％以上を占めている旨の漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業者が実証事業を行う場合、又は、沿岸漁業版及び第１の１の（３）について実証事業を行う場合であって、新たに経理事務員を置く場合には、当該事務員に係る人件費を加算できる。	用船料等補助金
1 3 消費税	1 2 の経費に要した消費税額	

【別添 2 - 2】

もうかる漁業創設支援事業の費用の範囲（養殖業の場合）

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金
1 養殖生産契約料等	別添 1 - 2 の養殖生産契約料等算定基準のとおり。 なお、事業実施者自らが、認定改革計画に基づいて実証事業に取り組む場合にも、同様の経費を助成金対象経費とする。	① 用船料等補助金：1 ～ 11 の経費の総額（以下、「生産契約料等算定額」という。）の 1 / 5 以内（以下、「生産契約料等補助額」という。） ② 運転経費等助成金：生産契約料等算定額から①の額を除いた額
2 水道光熱代	養殖生産のために要した、水道、電気、ガス、燃油等の購入代金	
3 種苗代	養殖用の種苗購入代金及び真珠核購入代金（採苗用母貝及び原藻等の代金を含む。）	
4 餌代	養殖生産のために要した餌の購入代金	
5 養殖用資材代	網、ロープ、浮子、医薬品等養殖生産のために要した資材の購入代金	
6 器具・備品代	養殖生産のために要した、器具・備品等の購入代金（1 件につき 50 万円未満のものに限る。）	
7 魚箱代	養殖生産物の運搬・選別・出荷・販売に要した魚箱等の資材の購入代金	
8 氷代	養殖生産物の鮮度保持に要した氷等の購入代金	
9 販売費	市場売りの場合における当該市場の市場手数料等販売のために要した経費 その他の場合には、販売金額の 5 % 以内	
10 その他の経費	この事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの	
11 消費税	2 から 10 までの経費に要した消費税額	

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金
1 2 事業管理費	この事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業費全体の2%以内とし、人件費の算定方法等については別添4によるものとする。 ただし、第1の1の(3)について実証事業を行う場合であって、新たに経理事務員を置く場合には、当該事務員に係る人件費を加算できる。	用船料等補助金
1 3 消費税	1 2 の経費に要した消費税額	

【別添 3】

納付額に係る数式

$$\text{納付額} = A \times (B / C)$$

A：漁獲物等の販売に係る代金－運転経費等助成金－（用船料等算定額又は生産契約料等補助額－用船料等補助金）

B：用船料等補助金

C：用船料等算定額又は生産契約料等補助額＋運転経費等助成金

※ 事業管理費及び事業管理費に係る消費税を除いて算出すること。

※ 運転経費等助成金の交付を受けなかった場合であっても、これに相当する額を計上すること。

※ 実証に用いる漁船の全てを用船料等補助金の算定対象としなかった場合であっても、実証に用いた全ての漁船に係る用船料等算定額に相当する額を計上すること。

【別添 4】

事業の管理に要する人件費の算定等の適正化について

事業の管理する人件費の算定方法や適正な執行等について、以下の方法によることとする。

1. 事業に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費が補助対象として認められている事業における、事業に要する人件費とは、事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料、諸手当、賞与及び法定福利費をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$$

※1 時間単価

時間単価については、2に示す実績単価による算定方法により、事業従事者ごとに算出する。また、時間単価は交付決定時に算出するものとし、原則として補助金等の額の確定時に変更することはできない。

ただし、以下に掲げる場合は、補助金等の額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された場合等）
- ・交付先における出向者の人件費の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下「管理者等」という。）が当該補助事業等に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該事業に従事した実績時間のみを計上する。

② 管理者等

管理者等については、原則として、直接作業時間数の算定に当該事業に従事した時間外労働時間（残業、休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該事業のためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作業時間数に当該事業に従事した時間外労働時間（残業、休日出勤等）を含めることができる。

- (2) 事業従事者が一の事業だけに従事することが雇用契約書等により明らかな場合は、当該事業従事者の人件費については、(1)によらず次のいずれかの計算式により算定することができる。

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない従事期間は、日割り計算による。})$$

2. 実績単価による算定方法

事業に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法により算定する（円未満は切り捨て）

<時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の
人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

- ・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、前年支給実績を用いるものとする。ただし、中途採用、雇用形態の変更等により前年支給実績による算定が困難又は不適当な場合は、別途交付先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。
- ・年間総支給額は、給料（基本給等）、諸手当（管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当、期末手当等）及び賞与のうち、補助対象経費とされているものの年間合計額とし、時間外手当及び福利厚生面で補助として支給されているもの（食事手当等）は除外する（以下同じ。）。
- ・年間法定福利費は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分のうち、補助対象経費のみを対象とする（以下同じ。）。
- ・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{交付先が負担する（した）} (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

- ・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、交付先が負担した額しか計上できないことに注意する。

○管理者等の時間単価の算定方法

管理者等の時間単価は、原則として（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該事業に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を補助金等の額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間実総労働時間}$$

- ・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。
- ・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計

3. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

事業実施期間中の作業時間が記録された業務日誌を整備し、その作成に当たっては、当該事業以外の業務との重複がないことについて確認できるようにする。

【業務日誌の記載例】

(4月)		所属		〇〇〇部 ××課		役職		〇〇〇〇		氏名		〇〇 〇〇		時間外手当支給対象者か否か											
時	日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容				
1					↔				↔													A(3h)〇〇検討会資料準備 B(5.25h)〇〇調査打ち合わせ			
2					↔				↔			↔									A(6h)〇〇検討会資料準備、 検討会 C(2h)〇〇開発打ち合わせ				
3					↔				↔		↔										D(3h)自主事業 B(2h)〇〇調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備				
4					↔																		A(9.5h)〇〇調査現地調査		
5					↔				↔													A(3h)〇〇検討会資料準備 D(5h)自主事業			
・																									
・																									
・																									
・																									
30																									
31																									
勤務時間管理者 所属：〇〇部長 氏名：〇〇〇 印													A:〇〇〇〇委託事業(〇〇農政局) B:〇〇〇〇委託事業(〇〇農政局) C:〇〇〇〇補助事業(〇〇局) D:自主事業				合計				A(〇〇h) B(〇〇h) C(〇〇h) D(〇〇h)				

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備する（当該業の従事時間と他の事業等及び自主事業等の従事時間との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業従事者本人が原則として毎日記載する（数日分まとめたの記載や、他の者による記載等、事実と異なる記載がなされないよう適切に管理する。）。
- ③ 当該事業に従事した実績時間を記載する。なお、所定時間外労働（残業、休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。

・事業の実施に当たり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合

・事業の実施に当たり、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合（ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。）
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外する。
- ⑤ 当該事業における具体的な従事内容が分かるように記載する。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該事業のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該事業の従事状況を確認できるように区分して記載する。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。

【参考：用船等契約書等の例】

用船等契約書（案）

〇〇漁業協同組合（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が「もうかる漁業創設支援事業」を実施するに当たり、漁業操業に関し、次のとおり契約を締結する。

（漁業操業）

第1条 乙は、〇〇改革計画（認定日： 年 月 日）に基づいて漁業操業を実施する。

2 乙は、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱及びもうかる漁業創設支援事業実施要領の定めに従うとともに、甲から求められた場合は当該事業に係る証拠書類の提出及び報告等を遅延無く行うものとする。

（期間）

第2条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（使用漁船等）

第3条 〇〇改革計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な次に掲げる船舶（以下「漁船」という。）は、乙において手配し、本契約に基づく漁業操業を開始する前に甲の確認を受けるものとする。

船 名：	期間の種類及び馬力数：
総 ト ン 数：	無線設備の有無：
漁 業 種 類：	信 号 符 号：
漁 船 登 録 番 号：	船 籍 港：
船 舶 番 号：	燃油最大積載量：
進 水 年 月 日：	船 舶 の 使 用 権 ：（使用貸借権又は自己所有船）
船 質：	

2 乙は、漁船に次に掲げる資格及び数の乗組員を乗船させ、欠員が生じた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（資格名称） （船名： ） （船名： ） （合 計）

船長	1	1	2
機関長	1	1	2
一等航海士	1	0	1

・

・

その他乗組員	10	5	15
--------	----	---	----

合 計	〇〇	〇〇	〇〇
-----	----	----	----

3 乙は、漁船の乗組員が操業に専念し、最善の努力を払うよう管理を行うものとする。

4 この契約締結に伴う漁船の漁業操業開始の場所は〇〇港とする。

5 漁業操業開始の際、漁船の燃油積載量は、甲及び乙が立合いの上確認するものとする。

6 漁業操業期間満了に伴う漁業操業終了の場所は〇〇港とする。ただし、甲及び乙が協議して変更できるものとする。

7 第8条の規定により解約した場合の漁業操業終了場所は、甲が原則として漁業操業終了の日の7日前までに乙に通知するものとする。

(費用等)

第4条 ○○改革計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な漁業操業期間中の漁船の運航に要する燃油、魚箱、氷その他の事業に係る資材（個人的消費に供されるものを除く。）に要する費用は、甲が直接支払うものとする。

2 前項の甲の支払いを除く一切の費用は、乙が支払うものとする。

3 使用終了の際、甲及び乙が立合いの上積載中の燃油の数量を確認し、前条第5項の規定により甲が確認した数量に不足する場合には、甲はその不足する数量の燃油を乙に返還するものとし、その数量を超える場合には、乙はその超える数量に相当する金額を甲に支払うものとする。

(漁獲物の取扱等)

第5条 本契約に基づく漁業操業によって得られた漁獲物は、甲が認定改革計画に基づいて販売するものとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって前項の漁獲物及びその製品を管理するものとする。

(漁業操業費用の支払)

第6条 本契約による漁業操業費用は、1箇月につき金「 円」とし、甲は、当該操業に係る費用のうち、1箇月につき金「 円」（うち消費税額 円）を乙に支払う。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものとする。

3 1か月に満たない漁業操業費用は日割計算とし、24時間未満の端数は1日として計算する。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

4 漁業操業費用について、甲は乙と協議の上、乙から適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に全部又は一部を支払うものとする。

5 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により漁業操業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第1項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

6 甲は、故意又は過失により支払期日までに漁業操業費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

7 本操業期間終了後、本契約に基づく漁業操業によって得られた漁獲物の販売金額から甲が返還する助成金額を差し引いた後の残額については、第1項において決められた漁業操業費用の残額の支払いに充てることができるものとする。

8 第1項及び前項において甲から乙に支払われた金額で賄えない漁業操業費用については、乙の負担とする。

(不可抗力の免責等)

第7条 不可抗力により漁船が使用不能となった場合には、甲乙協議の上操業を終了するものとする。

2 前項の場合、甲は乙に実際に運航した日までに要した第6条に定める漁業操業費用を支払うものとする。

3 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は過失により第三者に与えた損害については、乙が負担するものとする。

(解約)

第8条 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

(1) 乙がストライキ等により連続して20日以上の間運航しなかったとき。

(2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(3) 甲がこの契約を必要としなくなったとき。

(4) 自然災害等、漁船の乗組員の責に帰さない事由による場合を除き、操業状況が著しく好ましくないとき。

(5) 「もうかる漁業創設支援事業実施要領」(平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知)第1の5の規定により、水産庁長官から甲に対して当該事業の中止等を命ぜられたとき。

(6) 乙が次の各号の一に該当すると認められるとき。

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(7) 乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合

ア 暴力的な行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

2 甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。

3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第 9 条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(秘密保持)

第 10 条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を外部に漏洩しないよう厳重に管理するものとし、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならない。

(別途協議)

第 11 条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙各 1 通保有する。

年 月 日

甲 ○○県○○○
○○漁業協同組合
代表理事 ○○○○

乙 ○○県○○○
○○○○

【参考：養殖生産契約書等の例】

〇〇の養殖生産に関する契約書（案）

〇〇漁業協同組合（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が「もうかる漁業創設支援事業」を実施するに当たり、〇〇の養殖生産に関し、次のとおり契約を締結する。

（〇〇の生産）

- 第1条 乙は、〇〇改革計画（認定日： 年 月 日）に基づいて〇〇の養殖生産を行い、得られた生産物をすべて甲に納入するものとする。
- 2 乙は、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱及びもうかる漁業創設支援事業実施要領の定めに従うとともに、甲から求められた場合は当該事業に係る証拠書類の提出及び報告等を遅延無く行うものとする。

（期間）

- 第2条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（養殖用施設等）

- 第3条 改革計画に基づいて乙が行う〇〇の養殖生産活動に必要な筏等の施設及び漁船（以下「養殖用施設等」という。）は、乙において手配し、本契約に基づく養殖生産を開始する前に甲の確認を受けるものとする。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって、使用する養殖用施設等を維持しなければならない。
- 3 第1項の規定によって甲の確認を受けた養殖用施設等が使用不能となった場合には、乙は、速やかに、その旨を甲に通知するとともに、これに代わる養殖用施設等を手配し甲の確認を受けるものとする。

（資材等）

- 第4条 改革計画に基づいて乙が行う〇〇の養殖生産活動に必要な種苗、餌、燃油その他の資材及び器具・備品（個人的消費に供されるものを除く。以下「資材等」という。）は、甲の負担により、乙に供給するものとする。
- 2 乙は、必要とする資材等の数量を〇日前までに書面によって甲に対し通知し、甲は書面を受領後、速やかに要求された資材等を乙に引き渡さなければならない。
- 3 乙は、甲から資材等の引渡しを受けたときは、甲に対して受領証を交付するものとする。
- 4 乙は、甲から資材等の引渡しを受けた後、資材等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。これらを本契約に基づく養殖生産活動にのみ使用するものとし、第三者に対して、譲渡若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。
- 5 乙は、甲から種苗の引渡しを受けた後、これを適切に管理するものとし、養殖物に弊（へい）死又は疾病等が発生したときは、直ちに、甲にその状況を報告し、甲乙協議の上対応を決定するものとする。
- 6 甲より引渡しを受けた資材等（種苗及び養殖物を除く。）が滅失又は毀損したときは、乙は、直ちに、甲にその状況を通知し、甲の指示に従うものとする。
- 7 前項の滅失又は毀損が、乙の責めに帰すべき事由によって生じたときは、乙は、甲にその賠償金を支払わなければならない。

- 8 乙は、甲から引渡しを受けた資材等の使用状況について甲から報告を求められたときは、速やかに、甲に報告するものとする。
- 9 乙は、甲から引き渡しを受けた資材等のうち、契約期間終了時において未使用のものについては、速やかに、これを甲に返納しなければならない。

（生産物の取扱）

第5条 本契約に基づく養殖生産によって得られた生産物は、甲が認定改革計画に基づいて販売するものとする。

（検品）

第6条 甲は、生産物を受領後、速やかに、規格及び数量の検査を行い、乙にその結果を通知するものとする。

（生産費用の支払）

第7条 甲は、〇〇の養殖生産費用として、金「 円」（うち消費税額円）を乙に支払う。

- 2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものである。
- 3 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から〇日以内に、生産費用の支払を行うものとする。
- 4 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により生産作業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第1項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- 5 甲は、故意又は過失により支払期日までに養殖生産費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

（解約）

第8条 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

- （1）乙がこの契約の条項に違反したとき。
- （2）第3条第3項に規定する場合において、乙がこれに代わる養殖用施設等を手配できないとき。
- （3）自然災害その他生産活動に従事する者の責に帰さない事由による場合を除き、生産状況が著しく好ましくないとき。
- （4）「もうかる漁業創設支援事業実施要領」（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の5の規定により、水産庁長官が甲に対して当該事業の中止等を命じたとき。
- （5）乙が次の各号の一に該当すると認められるとき。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合

ア 暴力的な行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

2 甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。

3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第9条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を外部に漏洩しないよう厳重に管理し、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならない。

(別途協議)

第11条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通保有する。

年 月 日

甲 ○○県○○○
○○漁業協同組合
代表理事 ○○○○

乙 ○○県○○○
○○○○